

第二節 長崎大学医学部

昭和二十五年（一九五〇年）は世情が漸く安定し始めたが、なお共産党の指導する全学連問題が残されていた。六月六日、連合軍総司令部は共産党中央委員の追放を指令したが、同月二十五日、朝鮮事変の勃発をみた。そして漸く自己防禦への体制が整えられるようになった。即ち八月十日には警察予備隊令の公布があって、四年後の昭和二十九年七月一日に発足した防衛庁陸海空三自衛隊及び新警察制度の基礎を作った。

衛生行政の面でも三月三十一日には厚生省設置法・医師法の一部改正、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律が公布され、医師試験審議会、歯科医師試験審議会令等が制定されて、従来の欠が次第に是正されて行ったが、これは更に四月の衆・参両議院で結核予防対策強化に関する決議があり、五月一日には医療法を改正して改正医

療法人制度の採用や精神衛生法の公布があった。同月四日には旧法を廃止して生活保護法を公布し、八月二十三日、生活保護法指定医療機関担当規程の制定もあって、生活保護の制度も完備するようになったが、八月二十六日の狂犬病予防法、十二月二十八日の毒物及び劇物取締法の公布によって、翌二十六年六月六日、公布された検疫法と共に公衆衛生の法規が徐々に完備されるようになった。

さて、本学ではこの昭和二十五年一月五日に始めて長崎大学学報の発行がなされ、長崎大学の結集が漸く明らかになって来たが、三月二日、旧制の高等学校として諫早市永昌町の長崎大学医学部諫早分院の構内に附置されていた長崎高等学校の三回目の卒業式が行われた。この卒業式を最後に、三月三十一日には同校は廃止され、在学生は長崎大学教養部その他の編入試験を受けて学業を

続けるようになったのであった。三月三十一日、長崎高等学校長を兼任していた長崎医科大学長兼長崎大学長高瀬清は長崎高等学校長を免ぜられ、長崎高等学校教授森達雄他五名は附属薬学専門学校教授に配置換えされた。

四月に入って、長崎医科大学（旧制）の最後の入学式が挙行されたが、同日一日には長崎大学医学部長影浦尚視は兼ねて長崎医科大学長に補せられ、文部教官高瀬清は長崎医科大学長を免ぜられた。

四月三十日、文部事務官寺島存は長崎大学医学部事務長を命ぜられ、五月一日、長崎大学の一般教養課程を統合して大村市久原郷元長崎師範学校女子部跡に長崎大学大村分校が設置され、長崎大学長高瀬清は大村分校主事に併任された。長崎大学一般教養課程を学ぶ学生の一部は長崎市片淵町所在の長崎大学経済学部内に設けられた長崎分校に通学した。

さて、九月十三日、旧内科病棟に仮寓していた医学部事務部は、旧整形外科病棟へ移転した。（整形外科病棟は現在放射線教室で、この病棟は教授辻村秀夫が海外留

学の後、同病棟に教室を構えるべく建設されたのであったが、同教授が第二外科教室教授に任ぜられたため、外科学教室として使用されていた。）

十月二日、附属病院事務部及び臨床各教室（附属病院各科）は、昭和二十年以来の興善町十五番地在、新興善国民学校校舎より興善町三十五番地の新興善小学校校舎（木造二階建）に移転し、外来診療所と称したが、六日に至り、世紀の悲劇原子爆弾の投下以来、待望し、その復興に努力していた長崎市坂本町九十三番地の旧構内の一部補修が出来たので、全科の病室（入院のみ）と事務部が移転したのである。ここに六年ぶりに旧構内に復帰して入院患者のみとは云え、収容できるようになったのであるが、それまでの労苦は他の人々の恐らく想像し得ないものであろう。同月二十日には、長崎大学本部も興善町十五番地の長崎大学医学部附属病院外来診療所の一部に移転し、旧新興善国民学校跡には新興善小学校が戦前と同じく復帰した。又、高学年生の一部授業は外来診療所の一隅でも講義されるようになった。

処で、かねて、アメリカの対日援助見返り資金によって計画されていた国立長崎結核療養所は西彼杵郡茂木町に新設工事の着手をみることとなり、この年十一月より起工され、翌年四月一日、厚生省組織規程省令で設立された。その十月にはベット数百床で竣工し、同月五日、入院患者を収容したが、医員は多く本学部出身者が従事した。その後、同院は附属建物の増築・整備を行い、二百床を超える療養所となった。

昭和二十五年十一月七日、設置認可を申請していた長崎大学医学部の実地調査官が、文部省より派遣され、佐々木委員、米魚川委員、小池委員、小島事務官等により詳細な調査が実施された。

十二月十二日、文部事務官中村和助は附属病院諫早分院事務長を命ぜられたが、同月三十一日、教授広瀬金之助は長崎大学医学部附属病院長を免ぜられ、教授和泉成之は附属病院長に兼補された。

本年度中、復旧補修工事の竣工したのは附属病院（四五七坪余）、外科病棟（八三七坪余）、産婦人科病棟（四

四一坪余）等であった。

昭和二十六年（一八五一年）は日本の国際的地位の回復が行われた。六月二十一日、国際労働機構が日本の加入を承認した後、九月四日、対日講和会議がサンフランシスコにおいて開催され、同月八日、対日平和条約、日米安全保障条約が調印された。漸く世情の安定の目安もついたのである。衛生行政としては、三月一日の第六改正日本薬局法の制定によって、アメリカの薬局法を参照した薬局法の成立をみ、同月二十九日、社会福祉事業法の公布、同月三十一日の結核予防法の全面改正など、相ついで社会福祉の問題がとり上げられ、更に五月一日の四エチル鉛危害防止規則の制定、同月十七日の船員予防接種規則の制定、六月六日の検疫法の公布、六月十四日及び二十日の医師法、歯科医師法及び薬事法の改正は医薬分業への態勢を整えることとなった。八月十日に至り、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の制定により、従来の養成機関は新しい制度によって規定されることとなったのであるが、本学におけるこの間の略史を次に示

そう。

二月十六日、教授頼尊豊治は長崎大学附属図書館医学部分館長に補せられた。

三月二日、附属薬学専門部の最後の卒業式が挙行され、同月二十七日、最初の医学部専門課程の入学試験が始まったが、同月三十一日、文部教官川上登喜二は附属薬学専門部長の兼任を免ぜられ、ここに旧制の薬学専門部が廃止されたのである。又、同日、教授三谷靖は兼任附属厚生女学部主事を免ぜられた。この厚生女学部は四月一日より附属看護学校と改称され、同日、教授三谷靖は附属看護学校長に任ぜられ、教授和泉成之は附属病院諫早分院長に兼補された。諫早分院は従来附属第二医院と称していたのであるが、同日より医学部附属病院諫早分院と称するようになった。

五月七日、教授三谷靖は附属看護学校長の兼補を免ぜられ、教授後藤敏郎は後任の附属看護学校長の兼補を命ぜられた。

十月一日、教授影浦尚視は長崎大学医学部長兼長崎医

科大学長を免ぜられたが、教授和泉成之は附属病院長兼諫早分院長を免ぜられ、同日、長崎大学医学部長兼長崎医科大学長に補せられた。又、教授三谷靖は附属病院長並びに諫早分院長に補せられた。

十二月二十五日、長崎大学本部は興善町三十五番地の新興善小学校舎の跡に移転を終り、同月二十七日、附属病院外来診療所は興善町十五番地より同町三十五番地の新興善小学校々舎に移転を終った。

この年度中、看護婦宿舎（二〇九坪）及び病院附属建物等の新営工事が竣工した。

昭和二十七年（一九五二年）は日本の平和が漸く確立され始めた。二月二十八日の日米行政協定の調印、四月二十八日の対日平和条約の発効があった後、五月一日、突如として数年前の反米感情を表現するマーデーのデモ隊と警官隊の衝突が皇居前広場で行われた。全く安定した政情とは云えないまでも、独立を契機として平和な社会は徐々に建設されつつあった。七月一日、住民登録法が施行され、八月一日、保安庁の発足があって、平和の

道へと歩みを進めて行ったが、衛生行政の面でも、一月には国立精神衛生研究所が発足し、三月二十三日には生活保護法が改正され、医療費の支払が支払基金に委託されるようになった。又、五月二十日には国民健康保険再整備資金貸付法の公布があり、七月三十一日には栄養改善法の公布も行われて、一般社会の生活改善運動も盛んになって来たのである。そして、昭和二十一年一月十七日に廃止された日本赤十字社令もこの昭和二十七年八月十四日に至って改正され、新しい日本赤十字社法が公布されたのである。こうした昭和二十七年には本学も漸く安定した教育が行われるようになった。即ち五月二十八日、長崎大学事務局長文部事務官福井澄は願により退職し、文部教官池田晋吾は事務局長事務取扱を命ぜられたが、六月六日、長崎大学長兼大村分校主事高瀬清は願によって本官並びに兼官を免ぜられ、学芸学部長池田晋吾は長崎大学長兼大村分校主事事務取扱を命ぜられた。

さて、数年前より、基礎医学教室の建設の準備が行われていたが、七月十四日に至り、その一部が竣工したの

で、医学部事務の一部、部長室、事務長室、庶務係、会計係を新校舎に移転した。

八月十五日、病理学教授、日本学術会議 I C S U 研究連絡委員松岡茂は原子爆弾による人脳の変化並びに神経病理学の諸問題についての連絡打合せのためイタリア及びアメリカの二ヶ国に出張を命ぜられ、九月六日より十月十三日まで渡欧した。

十月十三日には、国立学校設置法施行規則の一部が改正され、本学の定員は一一三九名となった。

さて、十一月十八日、池田晋吾は長崎大学長兼大村分校主事事務取扱を免ぜられ、元長崎医科大学長、前佐世保市民病院院長古屋宏平は文部教官に採用され、長崎大学長に補せられ、大村分校主事の併任を命ぜられた。又、古屋野宏平は同日、長崎大学商業短期大学部学長の併任を命ぜられている。

十二月三十一日、教授佐藤純一郎は中華民國、台湾大学の招請により台湾に於ける解剖学共同研究のため六ヶ月の予定を以て出発した。なお、同日付で教授三谷靖は

附属病院長の併任を解除された。

又、本年度中に新営工事の竣工をみたのは前記基礎医学教室第一棟の一部(三三三坪余)の他に、附属病院中央廊下(五三三坪余)があり、精神病棟に至るエスカレーターの取付工事等も竣工した。

昭和二十八年(一八五三年)は三月以後、中共地域より大量引揚が始まり、四月二日、日米友好通商航海条約の調印があつて、日米間の政治的結集がますます強められた。衛生行政の面でも、三月十七日には麻薬取締法の公布があり、同月三十一日、身体障害者福祉法、児童福祉法の改正、更生医療の給付が始まつた。又、五月二日の検疫執行規定及び九日のインフルエンザ予防接種心得の制定、八月一日の未帰還者留守家族等援護法、と畜法の公布、十四日の日雇労働者健康保険法、社会保険審査官及び社会保険審査会法の公布、十五日のらい予防法の公布(旧法を廃止した)、十二月八日、医師法施行令、歯科医師法施行令、保健婦助産婦看護婦法施行令の公布などが行われた。そしてこの年結核の実態調査も行われた。

さて、この年の本学の略史は次のようなものである。一月一日、教授辻村秀夫は附属病院長並びに諫早分院長に併任された。

三月十日、新制長崎大学第一回卒業式が行われたが、この卒業式にはまだ医学部卒業生はなく、薬学部では三十八名が卒業した。

三月二十六日、国立学校設置法の一部改正によって、北海道大学、東北大学、東京大学、東京教育大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学の十二国立大学に大学院が設置された。そして翌四月一日、学位規則(文部省令第九号)が発せられたが、長崎大学にはまだ大学院は設けられなかった。

さて、三月三十一日、文部教官和泉成之は長崎大学医学部長兼長崎医科大学長の併任を解除され、四月一日、文部教官北村精一は長崎大学医学部長兼長崎医科大学長に併任された。

四月十七日、長崎大学名誉教授規程が定められたが、

第二節 長崎大学医学部

四月一日に定められた文部省令第九号「学位規則」と共に次に示そう。

昭和二十八年四月一日

文部省令第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条

第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める

文部大臣 岡野清豪

学位規則

（趣旨）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十

八条第一項の規定により、大学院を置く大学（以下単に

「大学」という）が授与する学位については、この省令の定めるところによる

（学位）

第二条 学位は、博士及び修士とする

2、博士の種類は、別に定める

3、修士の種類は、別表の通りとする（医学関係なし）

（博士）

第三条 博士の学位は、独創的研究によって新領域を開拓し、

学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有するものに授与するものとする。

（修士）

第四条 省略

（博士の学位授与の要件）

第五条 左の各号に該当する者には、博士の学位を授与することができ

一、大学院に四年以上在学して所定の単位を修得したこと

二、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格したこと

（修士の学位授与の要件）

第六条 省略

（論文要旨等の公表）

第七条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする

第八条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。但し、学位の授与を受ける前にすでに印刷発表したときは、この限りでない

（学位の名称）

第九条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学名を附記するものとする

（報告）

第十条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の

学位を授与した日から一月以内に左に掲げる事項を記載した書類に、当該博士論文及び授与を受けた者の氏名、本籍、現住所、生年月日、最終卒業学校名その他の必要事項を記載した履歴書を添えて、文部大臣に報告するものとする

一、授与した博士の学位の種類

二、授与した年月日

三、第五条第一項又は第二項のいずれの規定によるかの別

四、論文審査及び試験の結果の要旨

五、論文審査及び試験を担当した機関に関する事項

第十一条 大学は、学位に関する事項を処理するため、当該大学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めて文部大臣に報告しなければならない

昭和二十八年四月十七日

長崎大学名誉教授授与規程

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）以下単に「法」という。）第六十八条の二の規定により、長崎大学において、名誉教授の称号を授与する場合はこの規程の規定による

第二条 名誉教授の称号は当該学部、分校並に風土病研究所（教授会）の申出に基き、長崎大学評議会の選考を経て、これを発令する。但し、学長であったものに対しては、評

議会の選考に基き発令する

第三条 法第六十八条の二に定める勤務年数の標準は左の通りとする

一、本学の教授として、二十年以上勤務した者を原則とする。但し学長として大学の運営に関し特に功勞の顯著であったもの、または教育上或は學術上特に功績のあったものは、この年数に達しなくても選考することができる

二、本学の助教授としての勤務年数はそのまを、専任講師としての勤務年数はそのまを前号の勤務年数に通算することが出来る

三、旧制の学校の校長（学長）又は教員としての勤務年数を考慮する場合は、長崎医科大学の学長、教授、助教授、専任講師としての勤務年数を、それぞれ前各号の勤務年数に通算することができる。

その他の学校にあっては、校長（学長）又は教授としての勤務年数のま以内を第一号の勤務年数に通算することができる

附 則

1 この規程は昭和二十八年四月一日から施行する

2 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）により長崎大学に包括された学校の名誉教授の称号を、学校教育法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百三十三号）の施行時において有するものは長崎大学の名誉教授の称号を

第二節 長崎大学医学部

与えられたものとする

四月三十日、教授頼尊豊治は兼任附属図書館医学部分館長を免ぜられ、五月一日、教授友永得郎は附属図書館医学部分館長の兼任を命ぜられた。又、基礎医学教室のうち、両生理学教室及び事務部の新営第一棟の工事が一部が竣工したので、外来本館より移転した。

五月十日、北アメリカカンガロン長老教会より医学図書四十六冊を受贈した。同月十四日、長崎市長田川務を会長とし、高尾県医師会会長を副会長として長崎市原爆障害者治療対策協議会が設立され、治療は長崎大学医学部附属病院がこれに当った。

六月一日、先に定められた長崎大学名誉教授規程によって、清水由隆、平井金三郎、緒方大象、古屋野宏平、国友鼎、高瀬清（医学部関係）と浅野金兵衛（経済学部関係）が長崎大学名誉教授の称号を授与された。

同月二十六日、長崎大学評議会規定が定められ、更に七月一日には長崎大学学部長選挙基準が定められた。次にこの二つの規定乃至は基準を示すことにしよう。

昭和二十八年六月二十六日

長崎大学長 古屋野宏平

長崎大学評議会規程

第一条 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（昭和二十八年文部省令第十一号）「以下省令という」に基き、長崎大学に評議会を置く

第二条 評議会は左に掲げる者（評議員）をもって組織する

1、学長

2、各学部長及び分校主事

3、各学部の教授二人（短期大学部教授を含まない）

4、附置研究所長、附属図書館長、附属病院長、短期大学

部主事

但し第3号の評議員は各学部において選出された教授とする

第三条 評議員に欠員を生じたる場合は省令第四条の規定による

第四条 評議会は学長の諮問に依りて左の各号に掲げる事項を審議する

- 1、学則、その他の重要な規則の制定改廃に関する事項
- 2、予算概算の方針に関する事項
- 3、学部学科その他重要な施設の設置、廃止に関する事項

項
4、人事の基準に関する事項

5、学生定員に関する事項

6、学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項（裁定委員会に関する事項を除く）

7、学部その他の機関の連絡調査に関する重要事項

8、その他大学の運営に関する重要事項

評議会は前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取扱ふ

第六条 学長は評議会の会議を招集し、その議長となる

第七条 議長に事故あるときは学長の依頼した学部長若しくは先任学部長がその職務を代行する

第八条 評議会は評議員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない

第九条 議決を要する事項については、出席評議員の過半数によつてその議を決する。但し同数のときは学長がこれを決める

第十条 学長は必要に応じて、関係の職員を評議会に出席させることができる

第十一条 評議会は毎月第一金曜日を定例日とし必要あるときは臨時に開催することができる

第十二条 評議会の事務は庶務課において行う

附 則

1、この規程は昭和二十八年七月一日から施行する

2、左に掲げる規程は廃止する

長崎大学評議会規程（昭和二十五年十一月一日）

昭和二十八年七月一日

学 長 古屋野宏平

長崎大学学部長選考基準

第一条 教育公務員特例法第四条第二項により学部長候補者の選考に関する教授会の必要な事項を定める場合は、この基準による

第二条 学部長候補者は学部の教授（教授予定者を含む）のうちから当該学部の教授会の議に基き学長が選考する

第三条 第一条にいう教授会は当該学部の教授を以て構成するものとする。但し学部の事情により助教及び専任の講師を加えることができる

第四条 学部長候補者の選考に関する教授会は次の各号に該当する場所に行う

1、学部長の任期が満了したとき

2、学部長が辞任を申出たとき

3、学部長が欠員となつたとき

第五条 教授会は当該学部の教授会構成員が大学の内外から推薦した者のうちから学部長候補となるべき適任者若干名を選定する

第六条 教授会は前条により選出された適任者のうちから学部長候補者を選出するため選挙を行う

第二節 長崎大学医学部

2、前項の選挙有資格者は当該学部の教授会の構成員とする
3、学部長候補者選挙の当選者は有効投票の過半数を得たものとする

4、前項に当該するものがないときは得票多数の二名についてさらに選挙を行い、得票多数のものを当選者とする。この場合得票が同数であるときは教授会が定めた者とする

第七条 前条の選挙に関する事務は、学部長が管理する

第八条 学部長は第六条により決定した学部長候補者を、学長に報告する

第九条 学部長の任期は二年とする。但し再任を妨げない

第十条 (省略)

附 則

この基準は昭和二十八年七月一日から施行する。(以下略)

八月一日、文部事務官一ノ瀬秀人は附属病院事務長に任ぜられた。

さて、十一月三日、文部教官北村精一並びに風土病研究所助教片峯大助は「フィリヤ」に関する業績に対し、第十二回西日本文化賞を受賞した。

十二月四日、長崎大学部局長選挙基準が定められた。

昭和二十八年十二月四日

学 長 古屋野宏平

長崎大学部局長選挙基準

第一条 省 略

第二条 この基準（教育公務員特例法第四条第二項）で部局長とは、教育公務員特例法第二条第三項に基き附置研究所長、医学部附属病院長及び附属図書館長をいう

第三条 部局長候補者は、左表により選出されたもの（その予定者を含む）のうちから評議会の議に基き学長が選考する

部 局 長	候補数	資 格	推薦母体
-------	-----	-----	------

附置研究所長	一名	教 授	研究所協議会
--------	----	-----	--------

医学部附属病院長	一名	医学部教授	医学部教授会
----------	----	-------	--------

附属図書館長	各学部 一名	各学部教授	各学部教授会
--------	-----------	-------	--------

第四条 第一条にいう教授会は当該学部の教授を以て構成するものとする。但し、学部の事情により助教及び専任講師を加へることが出来る

第五条 部局長候補者の選挙に関する教授会は次の各号に該当する場合に行う

1、部局長の任期が満了せんとするとき

2、部局長が辞任を申出たとき

3、部局長が欠員となったとき

第六条 部局長候補者選挙の当選者は有効投票の過半数を得たものとする

2、前項に該当するものがないときは、得票多数のものを当選者とする。この場合得票が同数であるときは教授会が決めたとする。

第七条 前条の選挙に関する事務は、当該学部長が管理する。

第八条 学部長は第六条により決定した部局長候補者を学部長に報告する。

第九条 部局長の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

第十条 部局長候補者選挙の実施に関して必要な細則は教授会が定める。

附 則(省略)

この年度中に新営工事が竣工したのは前にも触れたように基礎医学教室第一棟の一部(五六九坪)であったが、長崎大学医学部復興はこうして徐々に進められているのである。

昭和二十九年(一九五四年)以後、国内政情は漸く安定し、衛生行政も社会保障政策を中心に種々の動きがみえ、又、三月一日のピキニにおけるアメリカの水爆実験を機とし、原爆症に対する対策も歩を進めることとなった。

まず、一月四日、社会保障関係費の大幅削減が行われ、全国知事会をはじめ、関係方面の反対があり、十五日に

は、同問題は従来通りとするという閣議決定が発表された。三月十三日には、結核実態調査の結果が発表され、

十五日には、数年前から懸案となっていた青少年覚醒剤問題の対策要綱が決定した。そして、三月一日のピキニ環礁における水爆実験に伴い、被災者治療と生活保障が社会問題化し、遂に同月十七日、原爆症調査研究協議会が設置された。同月三十一日、身体障害者の更生医療、身体障害児の育成医療の開始、日雇労働者健康保険の療養給付期間延期の措置がとられた後、四月二十二日、清掃行政が体系化され、且つけし栽培の許可制、輸入規制が行われ、更に同月二十七日、らい患者の親族の援護が始められた。五月十九日、厚生年金保険を全面的に改正、船員保険に分べん給付の新設及び長期給付の改正、並びにこれら両保険の通算調整が始められた。又、六月一日には医薬関係審議会設置法が公布され、日本脳炎が法定伝染病に加えられた。そして、三月以来、その対策が明示されていた覚醒剤中毒者を精神障害者に準じて取扱い、覚醒剤中毒者の取締強化がなされたのは同月十四日であ

った。七月一日には精神衛生実態調査が実施され、九月三十日には新医療費体系が発表されて、日本医師会は反対の意向を示した。翌十月五日、医薬分業反対が閣議で論ぜられているが、これは三月五日の日本薬剤師協会医薬分業実施促進大会における結論に対する政府の立場の表明であったが、これは十二月八日、医薬分業の実施が

一年三ヶ月延期されて、昭和三十一年四月一日実施と決定されることで結論を示した。ここで、明治以来、しばしば議題を起さしめた事項は、医師側の反対にも拘わらず実現されることとなったのである。これより先、十月十一日、原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会が設置されているが、十一月、学術会議が尿処理対策の推進について政府に勧告した結果、十二月二十九日、WHOとの間に汚物処理関係技術提携協定の締結をみるに至った。

本学では、一月一日、新潟大学助教授佐藤謙助が長崎医科大学教授に昇任し、第二生理学教室を開講したが、同月三十一日、長崎大学学長古屋野宏平は大村分校主事

の併任を解除され、二月一日、文部教官中正哉は大村分校主事に併任された。同月二十八日、医学部事務長寺島存は退職し、附属病院事務長一ノ瀬秀人は医学部事務長事務取扱を命ぜられた。

三月一日、文部教官友永得郎は附属図書館長に併任された。

三月六日、長崎医科大学第二十九回卒業式を挙行したが、これが旧制医科大学の最後の卒業式となった。

三月十六日、文部教官北村精一は日本学術会議中央選挙管理会委員に委嘱された。

同月十九日、教授等の停年に関する内規が定められたが、次にその全文を示そう。

昭和二十九年三月十九日

教授等の停年に関する内規

第一条 本学の教授、助教授及び講師は満六十才に達したとき定限年令退職の権利を生じ、満六十五才に達したとき義務を生ずる。

第二条 停年で退職する者の退職時期は学年末迄とする。

第三条 停年で退職する者は退職二ヶ月前に所屬長を経て、

学長に辞表を提出するものとする。

附 則

この内規は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、昭和三十三年三月三十一日までは第一条の規定にかゝらず当該部局の都合により、この内規の適用を満一ヶ年間延期することができる。

2 この内規は助手に準用する。

三月三十一日、教授北村精一は医学部長・長崎医科大学長の併任を解除され、教授友永得郎は附属図書館長の併任を解かれ、教授辻村秀夫は附属病院長、附属病院諫早分院長の併任を解かれた。又、教授安中正哉は大村分校主事の併任を解除され、教授登倉登は風土病研究所長の併任を解除された。又、この月、教授調来助、同松岡茂は東京国立予防衛生研究所内、原爆調査研究協議会の原爆症調査研究協議会委員に決定した。

四月一日、長崎医科大学が最後の卒業生を送ったあと、残務整理のため学生は昭和三十一年三月三十一日まで授業を受け、教授は昭和三十五年三月三十一日まで長崎医科大学教授の併任を認め、何れも長崎大学医学部教授

第十章 長崎大学医学部

に配置換をすることとなった。教授北村精一は医学部長、長崎医科大学長を、教授辻村秀夫は附属病院長、諫早分院長を、教授後藤敏郎は附属看護学校長を、教授安中正哉は長崎大学分校（一般教養）主事を、教授友永得郎は附属図書館長並びに医学部分館長を、教授登倉登は長崎大学風土病研究所長をそれぞれ併任した。又、長崎医科大学教授、文部教官相沢龍、青木義勇、和泉成之、嵯島四郎、影浦尚視、北村精一、後藤敏郎、佐藤謙助、佐藤純一郎、調来助、鈴木達二、辻村秀夫、友永得郎、中沢与四郎、仁志川種雄、林一郎、広瀬金之助、藤本薫喜、松岡茂、三谷靖、宮地詔太郎、安中正哉、横田素一郎、頼尊豊治の各教授は長崎大学医学部教授に、長崎医科大学教授、文部教官登倉登、大森南三郎は、長崎大学医学部（風土病研究所）教授に、助教以下以下の職員も同様にそれぞれ配置換えし、且つ併任せられた。

四月六日、第二十四回日本衛生学会総会が、活水女子短期大学で開催されたが、四月十日には長崎大学大村分校は長崎市大橋町二〇〇番地に移転し、名実ともに長崎

第二節 長崎大学医学部

大学分校となった。同月二十六日、医学部基礎医学教室の建築第二次工事の竣工、検査が終り、昭和二十六年度に着工した第一棟（鉄筋コンクリート三階建、延九〇〇坪余）が竣工し、一階に事務部、会議室、二階に生理学教室（第二）、三階に生理学教室（第一）が移転を終り、十月に至り、生化学教室が一階に、薬理学教室が二階、三階に移ったが、この工事は全計画の一八％に過ぎなかった。

五月一日、第三十八回日本法医学会総会において、教授友永得郎は「壊機法による溺死の証明」を発表した。（昭和三十年七月九日、日本法医学会賞を受けた）。同月十三日、日本医学放射線学会第十六回九州地方会が医学部北講堂において開催され、同月三十日には第四回日本産婦人科学会九州地方学会が三菱会館において開催された。復興途上にある本学部も漸く学会を引受け得るような態勢を整えることが出来たのである。

六月十五日、教授（内科第二）影浦尚視が辞職し、長崎大学名誉教授の称号を授与された。同月二十五日、長

崎大学教授会通則が制定された。

昭和二十九年六月二十五日

学 長 古屋野宏平

長崎大学教授会通則

（設置）

第一条 本学各学部の教授会は、この通則に基いて設置されるものとする。

（組織）

第二条 教授会は学部長及び学部の全教授をもって組織する。但しその学部の教授会の定めるところにより、助教教授及び専任の講師を加えることができる。

（目的）

第三条 教授会は次に掲げる事項を審議する。

- 1、教官の人事に関する事項
- 2、学科、講座及び教育研究施設の設置、改廃に関する事項

3、教務に関する重要事項

4、厚生、補導に関する重要事項

5、その他教育、研究及び運営に関する重要事項

（運営）

第四条 教授会は学部長が招集し、その議長となる。

第五条 議事及び運営の方法は、各学部教授会の定めるところ

ろによる。但し、第三条第一号の審議を行う場合、教授の人事に関しては助教授及び専任の講師は加わらないものとする。

附 則

この通則は昭和二十九年七月一日から施行する。

八月一日、徳島大学教授永井三郎は本学医学部教授に配置換えとなり、本学で整形外科学を開講した。大正以來、整形外科学の講座は設けられてはいたが、ここに始めて教室を形成したのである。同月十七日、昭和二十九年、文部省在外研究員に決定した中沢教授は薬理学、特に賦形薬の研究のため三ヶ月間、北アメリカ、西ドイツ、フランス等の視察に出発したが、同日、東京大学名誉教授都築正男博士は広島ABC C新任所長ホームズ博士及び前所長カーネル博士等と共に来学し、医学部講堂において水爆の傷害に関する講演を行った。

九月一日、文部技官西岡和男は諫早分院薬剤長に、同富崎利親は附属病院齒科長に、同多賀格男は附属病院外来薬剤長に命ぜられた。

十月一日、附属病院事務長一ノ瀬秀人は長崎大学医学

第十章 長崎大学医学部

部事務取扱を免ぜられ、文部事務官、京都学芸大学会計課長有浦厚は長崎大学医学部事務長に補せられた。同月十五日、文部技官佐藤鉄太郎は諫早分院齒科長を命ぜられ、翌十六日、佐世保市民病院長、同市参事、技官巖島四郎は文部教官、医学部教授（内科第二）に転任し、長崎医科大学教授を併任した。同月二十四日、第四回日本衛生動物学会、第七回日本寄生虫学会南日本支部大会を医学部北講堂において開催し、二十七日、第三十回長崎医学会総会を北講堂及び中講堂で開催した。その前日二十六日には、長崎大学教員選考基準が制定されたが、これを次に示そう。

昭和二十九年十一月二十六日

学 長 古屋野宏平

長崎大学教員選考基準

第一条 教育公務員特例法第四条の規定に基き、長崎大学の教員の採用及び昇任の選考はこの基準によつて行う。

第二条 教授の選考は次の各号の一に該当する者について行

う。
一、博士の学位を有し、教育上の経験又は識見をもっている者

二、公刊された著書、論文、報告等により博士の学位を有

第二節 長崎大学医学部

する者に匹敵する研究上の業績があり、教育上の経験又は識見を有する者

三、高等専門学校以上の学校において三年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績がある者

四、前各号の規定により判定が困難な芸能、体育、音楽、美術、家政等の学科については技術優秀の証明を得た者又は学術技能に秀で教授上相当の経験年数を有する者

第三条 助教授の選考はおおよそ教授の選考に準ずるものとし、次の各号の一に該当するものについて行う。

一、博士の学位を有する者

二、研究業績がある者

三、旧制大学の助教授又は専任講師の経歴がある者

四、旧制大学の助手又はこれに準ずる職員として二年以上在職し、研究上、教授上の能力があると認められる者

五、旧制大学の大学院学生として二年以上在学し、かつ研究上、教授上の能力があると認められる者

六、高等専門学校の教授又は専任講師として在職し、研究上、教授上の業績がある者、又は能力があると認められる者

七、大学卒業者にあっては二年以上、高等専門学校卒業者にあっては五年以上、高等専門学校の助教授として在職し研究上若しくは教授上の業績がある者、又は能力があると認められる者

八、相当学科に関連する権威ある研究所、試験所、調査所、事業所において二年以上（高専卒は五年以上）在職し、教育上、研究上の業績がある者

九、（省略）

第四条 講師の選考は次の各号の一に該当する者について行

一、教授、助教授の資格に準ずる 但し、場合によっては所要の年限又は経歴を除いて考慮することができる

二、その他、教授能力があると認められる者

第五条 助手の選考は前条の規定を準用し、次の各号の一に該当する者について行う

一、学士の称号を有する者

二、高等専門学校以上の学校を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者

第六条 各学部の教授会の実施の細部については学部規程を定めることができる

附 則

この規程は昭和二十九年十二月一日から施行する

そしてこの日、教授（外科第一）調采助はアメリカ政府の招聘で渡米することが決定したが、十二月九日には教授中沢与四郎は在外研究から帰任した。十二月十一日、教授（放射線科）宮地韶太郎は長期に亘る放射能障

より急逝し、十三日には医学部葬が大音寺において行われた。

なお、本年度中に竣工した新営工事は基礎医学教室第二棟の一部（七三七坪）であった。

昭和三十年（一九五五年）の衛生行政は、覚醒剤問題、国立公園問題、健康保険、その他が取扱われた。一月十八日、覚醒剤問題対策推進中央本部が閣議により設置されることとなったが、この問題は四月一日、覚醒剤禍撲滅運動要綱の決定に発展し、八月二十日、覚醒剤原料の規制強化を以て、ほぼその結をむすぶに至った。又、二月四日、インフルエンザ対策本部が設置され、四月十三日、ソークワクチンの発表をみた。伝染病関係の問題は六月二十一日、「蚊と蠅のいない生活」実践運動の展開することを決定した閣議了解のもとに、三十年度から三年間、全国に普及されることとなったが、一方、結核関係では、八月一日、結核検診を全国民に拡大する運動が進められ、十二月三十一日には結核実態調査の結果に基づき、結核病床拡充計画に二十六万床を目標とすることが

発表された。これより先、国立公園問題の再検討は、三月十五日、富士・箱根国立公園の区域に伊豆地区を追加し、富士箱根伊豆国立公園となって以来、四月一日には伊豆七島・足摺の両国立公園、五月二日には陸中海岸国立公園、六月一日には若狭湾、日南海岸の両国立公園、同月二十日には山陰海岸、天草両国立公園、七月一日には白山国立公園、十一月二十六日には北長門海岸、秋吉台、石槌の三国立公園がそれぞれ指定されたが、国立公園は翌年ほぼ決定した。それから、健康保険問題としては、五月二日、厚生大臣の諮問により、健康保険及び船員保険の財政対策に関する臨時の委員七名の委嘱がなされ、種々審議されることになったが、この委員会が七人委員会と呼ばれるものであった。更に、八月一日、日雇労働者健康保険について受給要件の緩和、現金給付の創設をみ、国民健康保険の国庫補助及び補助率を明らかに定め、高血圧、慢性胃腸炎、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍の治療指針が採用された。十月六日に至って、七人委員会「健康保険及び船員保険の現状分析とその財政対策に

ついで」と副題を添えた報告を答申したが、同月三十一日、厚生省は税制調査会に対し、減税より社会保障を重視すべき旨の意見書を発した。ところで、この年十二月に至って、新点数表に対する保険医の反対が激化し、その後もしばしばこの種の運動が繰返されることとなったのであるが、他方、八月八日には医薬分業に備えて、処方箋交付規程の整備が行われ、同月十日にはクリーニング師の制度が整備され、同月十六日には歯科技工士の規制が行われた。そして、八月下旬より起った粉乳中毒事件により、調製粉乳添加物に対する規制が強化された。十月には、売春問題連絡協議会の設置があり、十一月二十六日にはユニセフ脱脂粉乳援助に関する政府とユニセフとの協定が締結され、衛生公害の頻発に関し、前年中に日本公衆衛生協会に諮問していた公害許容基準の答申があった。

このような社会情勢のもとにあって、本学がどのような変遷をしたかを眺めることにしよう。

昭和三十年一月一日、教授辻村秀夫は附属病院長並び

に諫早分院長を免ぜられ、教授和泉成之は附属病院長並びに諫早分院長の併任を命ぜられた。かねて、本学部では大学院を設けることを準備していたが、その設置について、東京学芸大学長木下一雄は本学部並びに附属病院を視察した。

二月五日、原爆被害調査協議会が終った後、十八日、教授調来助は、アメリカ政府の招請により、三ヶ月間、原子エネルギーの医学治療について交換研究を行うため渡米した。

四月一日、教授北村精一は再選されて長崎大学医学部長、長崎医科大学長に併任され、同日、基礎医学教室中、細菌学教室、衛生学教室、公衆衛生学教室及び法医学教室が旧外来本館より移転した。同月十一日、ドイツのノーベル賞受賞者ブテナント博士（生化学）が来学した。

五月一日、教授後藤敏郎は附属看護学校長の併任を解除され、教授横田素一郎は後任の附属看護学校長を併任した。この月、大学院医学研究科の学生の募集を開始したが、六月二十一日、調教授はアメリカより帰任した。

七月一日、法律第四十四号を以て国立学校設置法の一部が改正され、本学に大学院が設置され、政令第一〇六号を以て政令の一部が改正され、本学大学院におかれる研究科の名称は「長崎大学医学研究科」と定められた。又、国立学校設置法施行規則の一部を改正する文部省令第十三号により、医学部に附属助産婦学校が設置され、且つ国立学校の講座に関する文部省令第十四号も発せられた。そして文部教官北村精一は併せて大学院医学研究科の課程担当を命ぜられ、医学部の教授、助教授及び講師も併せて大学院医学研究科の授業担当を命ぜられた。次に関係法令を示そう。

昭和三十年七月一日 法律第四十四号

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する

第三条の二第一項中「広島大学、九州大学」を「岡山大学、広島大学、徳島大学、九州大学、長崎大学、熊本大学」に改める

附 則

第十章 長長大学医学部

この法律は、公布の日から施行する。但し、第三条の二の改正規定は昭和三十年四月一日から、第三条の三の改正規定は修業年限及び学年の進行に関し同日から適用する

昭和三十年七月一日

政令第一〇六号

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める

政令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法第三条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令（昭和二十八年政令第五十一号）の一部を次のように改正する

第一条の表九州大学の項中「理学研究科」を「理学研究科 医学研究科」に改め、同表中事項の次に次のように加える

長 崎 大 学 医 学 研 究 科

第二条第一項を次の様に改める

医学研究科及び歯科研究科を除くその他の研究科に五年の課程及び二年の課程を置き、医学研究科及び歯学研究科に四年の課程を置く第二条第二項中「五年」を「五年の課程及び四年」に改める

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する

第二節 長崎大学医学部

昭和三十年七月一日

文部省令第十三号

国立学校設置法施行規則（昭和二十四年文部省令第二十三号）の一部を改正する省令を次のように定める

文部大臣 松村 謙三

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

附則第四項を削り、附則第五項と附則第四項とする別表第一及び別表第二を次のように改める

国立大学の名称	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
長崎大学	一	九二	一〇四	五二	一一〇	五七	二	七〇〇	一、二一八

別表第四の表長崎大学医学部の項中「看護学校」の下に「助産婦学校」を加へる

昭和三十一年七月一日

文部省第十四号

国立学校の講座に関する省令の一部を改正する省令

長崎大学 医学部

解剖学	三講座	細菌学	一講座
生理学	二講座	衛生学	一講座
生化学	一講座	公衆衛生学	一講座
薬理学	一講座	法医学	一講座
病理学	二講座	産婦人科学	一講座
内科学	二講座		
神経精神医学	一講座		
小児科学	一講座		
外科学	一講座		

整形外科学 一講座

皮膚科学及泌尿器科学 一講座

眼科学 一講座

耳鼻咽喉科学 一講座

放射線医学 一講座

八月九日、原爆犠牲者追悼会十周忌が行われ、旧長崎医科大学門柱の保存除幕式も行われた。そしてこれを記念して『追憶』出版の計画が進められ、十月に至って発行された。

八月三日、文部省告示第八十一号により、本学医学研究科に新たに置く専攻の名称及び課程はすべて博士課程

とし、生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系とした。

十月三日、日本学術会議原爆調査研究班第七回会議が医学部会議室において開かれ、同月二十二日、第五十五回九州医師会医学会総会が長崎市において行われ、且つ第七回西日本皮膚泌尿科連合地方会並びに頼学会第四回西部地方会が長崎大学経済学部で開かれた。

同月二十四日、長崎大学本部は興善町から長崎市大橋町二〇〇に移転したが、本年度中に竣工した新営工事は基礎医学第三棟（約一〇〇〇坪）であった。

昭和三十一年（一九五六年）の衛生行政としては、一月一日、国際児童福祉連合に厚生省児童局が加盟し、同月十日には医療保障委員が設置されたが、二月二十日、日本医師会代議員大会では健康保険法改正に反対し、保険医総辞退を決議した。そして三月二十七日、医薬分業に伴う点数表改正が告示されると、全国各地で改正反対の運動が起り、同月三十日には京都において、保険医総辞退が起るなど、健康保険問題は漸次深刻化して行った。

前年十月以来、検討されて来た売春問題は、この年三月、売春対策審議会の設置に発展し、五月十八日の売春禁止全国大会が行われるに至った。又、四月一日には三十一年度より僻地医療対策が始められ、同月十一日には、検査港以外の港においても検疫が始められた。五月一日、外科療法に必要な入院などの公費負担の対象となることが発表され、六月六日には、市街地における畜舎の規制が強化され、公共企業体の職員等の共済組合法が公布された。又、三月二十五日には、採血及び供血幹旋業の取締りがなされ、七月九日には厚生省に医療保障委員が設置され、五名の委員によって構成された。九日に至り、FAOの栄養委員会が東京に開催され、十月十日には栄養指導車建造をみ、各都道府県巡回指導が始められた。さて、前年以来、整備されつつあった国立公園問題は更に発展し、六月一日、玄海国定公園の指定をみ、七月二日には夏期観光地等の浄化に関する次官会議申合わせがあり、観光地の環境衛生対策が推進された。又、七月十日、十和田国立公園の区域に八幡平地区を追加して十和

田八幡平国立公園とし、上信越国立公園の区域に妙高戸隠地区を追加し、更に雲仙国立公園の区域に天草地区を追加し、雲仙天草国立公園としたのであるが、ここに至って漸く国立公園、国定公園の整備がほぼ完成するに至ったのである。長崎関係の公園としては、玄海、西海両国定公園と、雲仙天草国立公園が存在していることを附記して置く。

処で、本学では昭和三十一年二月一日、教授安中正哉が長崎大学分校主事に併任され、三月二十日、附属助産婦学校は第一回の卒業式を挙げしたが、同時に看護学校も第六回卒業式を行った。同月二十九日、教授友永得郎は附属図書館長の併任が終了した。

六月二十日、文部事務官岩田義次は風土病研究所事務長に昇任したが、ここに風土病研究所は独立した研究機関として成立したのである。

七月二十日、長崎大学名誉教授（生理学）緒方大象博士が逝去した。

九月一日、教授登倉登は引続き、風土病研究所長を併

任した。同月二十一日、国際遺伝学会出席のため来日中のブルー（生物学）、スターン（動物学）、ミュンチング（植物学）の三教授が来学した。

十一月二日、薬学部では創立六十六周年記念式を挙げた。翌三日には長崎大学長古屋野宏平は長崎日日新聞文化章を受け、同月十二日、長崎大学長に再選され、十八日には同学長の任用が更新された。この月、教授佐藤純一郎は文部省在外研究員に決定し、昭和三十一年度在外研究員として北アメリカのジョンス・ポプキンス大学において比較解剖学研究のため一年間、留学することになった。

なお、この六月、教授藤本薫喜は日本学術会議第四期会員（第七部）に当選した。

昭和三十二年（一九五七年）の衛生行政としては、数年来、問題化していた健康保険問題が種々検討された。一月九日、医療保険委員会の第二次報告が提出されると、二月十日、国民皆保険四ヶ年計画の概要が決定し、三月三十一日には、原爆被爆者の医療給付が開始され、健康

保険に関する国庫補助の明確化が行われ、一部負担の改訂、保険医療組織の改正がなされた。又、船員保険についても、一部負担の創設をみ、四月一日には、厚生年金保険業務の機械化が進められることとなり、薬価基準等に関する小委員会が診療報酬及び薬価に関する小委員会に変更され、無料結核検診の実施が決定された。四月五日、国民皆保険計画の決定後、十二日にはその推進本部の設置をみ、十五日には将来保険所に勤務する医師等に対する修学資金貸与制度が始められた。又、四月二十四日、第一回全国環境衛生大会が開かれ、翌二十五日には、母子福祉資金の国庫貸付の増額、児童福祉施設に精神薄弱児通園施設の増加があり、六月三日には環境衛生関係営業の経営安定と衛生措置の確保が図られ、同月十五日、旅館についても風紀面の規制化が行われた。又、同日、食品添加物の規制強化、七月九日には売春対策推進委員会の設置などがなされ、公衆衛生上の問題が種々再検討されたのである。これより先、一月十八日に水道行政の取扱に関する閣議決定により、水道行政業務の仕事分担

第十章 長崎大学医学部

が厚生省、建設省、通産省の三省にわたる業務とされているが、二月二十一日にはWHOのクラッセン氏は日本における水道汚染防止計画に関する報告を提出している。それから、四月一日には、副腎ホルモン、副腎皮質刺戟ホルモン及び性腺刺戟ホルモンの使用基準と、精神症並びに性病の治療指針が採用されている。再び健康保険乃至は国民年金問題を眺めると、五月八日、厚生省に国民年金委員会が設置され、同月十八日、低所得者の医療費貸付制度が始められ、九月十日、厚生省は診療報酬改訂案を発表した。

処で大学では、昭和三十二年一月一日、教授和泉成之は附属病院長、諫早分院長を併任したが、同月十四日、長崎大学名誉教授（解剖学）国友鼎は老衰のため逝去した。同月三十一日、教授佐藤純一郎は西ドイツ及び中華民国において解剖学研究のため在外研究員として出発したが、研究期間は約一ヶ年であった。

四月一日、教授北村精一は医学部長並びに長崎医科大学長を併任したが、国立大学の講座に関する昭和二十九

年文部省令第二十三号の一部改正によって、本医学部に医動物学の講座が設けられた。

五月一日、教授仁志川種雄は附属看護学校長を併任し、七月一日、教授三谷靖は附属助産婦学校長を併任した。

七月二十五日、諫早市に大水害があり、諫早、大村、島原の三市は多大の被害を受けたが、中でも諫早は未曾有の大打撃をうけ、本学の附属機関諫早分院及び風土病研究所並びに大学官舎は殆んど全滅した。本学ではその救援並びに復興に努力し、同月三十一日、諫早分院の診療を開始した。そして八月八日、文部大臣松永東はその被害状況視察のため来崎し、風土病研究所と諫早分院の現状を調査した。

八月十一日、教授佐藤謙助（生理第二）はフルブライト交換教授として十ヶ月間、北アメリカのノースウェスタン大学で「生体における自己調節機能に関する研究」を行うことが決定し、渡米することとなった。

十一月十二日、本学の創立に関して多大の努力を惜しまず、且つ西洋医学の発祥の基礎をなしたポンペの百年

前の開講を記念した西洋医学発祥記念会では、長崎大学医学部創立百周年記念会と共に記念式を挙行し、種々の行事を行った。顧みると、百年の間には、諸種の事情によって幾多の災厄に逢い乍らも、医学の発展のために積み重ねられた努力の跡が覗かれるであろう。この行事は単なる祭典ではなく、本学部及び本邦医学の発展を希求する契機となすべきものである。今後尚、襲い来るであろうと予測される不慮の政治的、或いは社会的災厄を超克して、医学研究の自由と医学教育に緊要な行政措置に努力を吝むべきではないが、ここには教官においても、亦学生においても、お互いに勉学に対する謙虚な態度と、智・情・意の三者によって混然として成立せしめられる各個人の人格の養成を期せられるべきで、現代社会に必要な良識が要請されるものである。

なお、筆を擱くに当り、種々の学恩を賜った箴島教授に深甚の謝意を捧げ、学外の方として、特に数多い資料を紹介された、故杉浦正一郎博士、故百崎欽一氏、故古賀十二郎翁、故国友鼎博士、故横手貞護氏などの故人各

位、又、石原明博士、板沢武雄教授、井上忠氏、岩生成一教授、緒方富雄博士、片岡弥吉教授、佐藤道夫氏、ヴァス・ヌネス氏、沼田次郎助教授、箭内健次教授、山崎佐博士、渡辺庫輔氏を始め、長崎図書館、長崎市立博物館、順天堂医科大学、東京大学図書館、京都大学文学部図書館、天理図書館、上野図書館並びに高島鋳業所関係各位の御厚情を謝して置きたい。

追記 (一) 校正に当り、江口良子、北村香代子、小池秀人、田中敏朗、

東康隆、本多順子、森賀陽子の諸氏に援助して頂いた。

(二) 写真撮影に当っては、その殆んどを山田麻一氏に仰ぎ、他は今村スタヂオの協力を得、高取治輔教授及び蒲原宏博士の恵投を受け、それに手持ちのものを加えた。各位の御芳情を深謝する。

(三) 本文校了後、誤植に気付いたものもあるが、そのうち、主なものを記して置く。

頁	段	行	正	誤
一二四	柱		ハラタマ	ハテタマ
一三三	上	一六	次の	この
一三二	下	二〇	前の	この
六一四	上	一	一八九三	一八八二

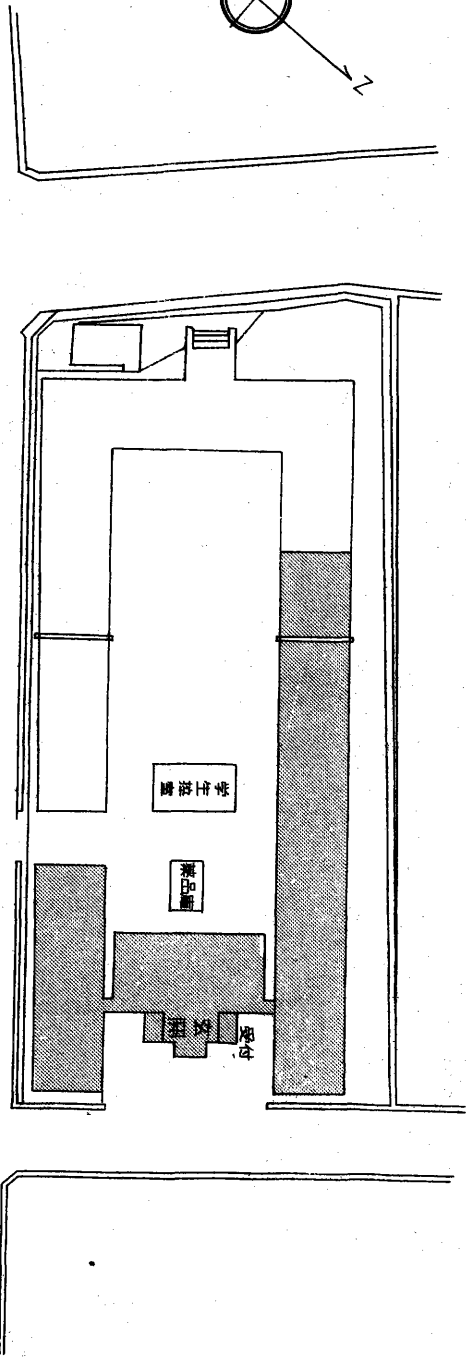
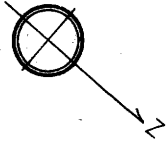
(四) 本書出版には、長崎大学医学部において一切の事務を執ら

第十章 長崎大学医学部

れたが、出版の段階では、医学部事務長高岡盛男氏に種々の配慮を得た。しかし筆者が多忙なため、充分意を尽さなかったところもあり、印刷所関係当事者にも、随分我儘な訂正などを敢てしなければならぬほど、不備の点が多かつたことをお詫びして置く。

(四) 編集部より卒業者の思い出を求めたところ、快よく御寄稿賜わった向きが多く、本文にも直接援用させて頂いた。有富重國、片島正治、菊地循一、倉崎喜一、杉田博、刀山萬進、森彰の諸氏から寄せて頂いた在学時の回想には、特に記して謝意を表したい。なお、部局史に関しても、それぞれ執筆頂いたところも多く、自ら進んで寄稿された卒業生もあつたが、全く寄せて頂けなかつた教室もあつた。医史学及び医学教育の不備は、現在の段階では止むを得ないものではあろうが、今後とも、医学教育関係当事者の暖い育成を希つて止まない。そして同時に、創立百五十年乃至は二百年というような予め明らかな年次には、在職者間で、適当な対策を練つて置かれることを要望する。本会は、現職医学部長を会長とし、現職附属病院長を副会長として出発したが、今後の資料集成には充分考慮して頂き、前車の轍を踏まぬよう望むものである。

長崎大学外来診療所配置図 昭和32年5月23日現在



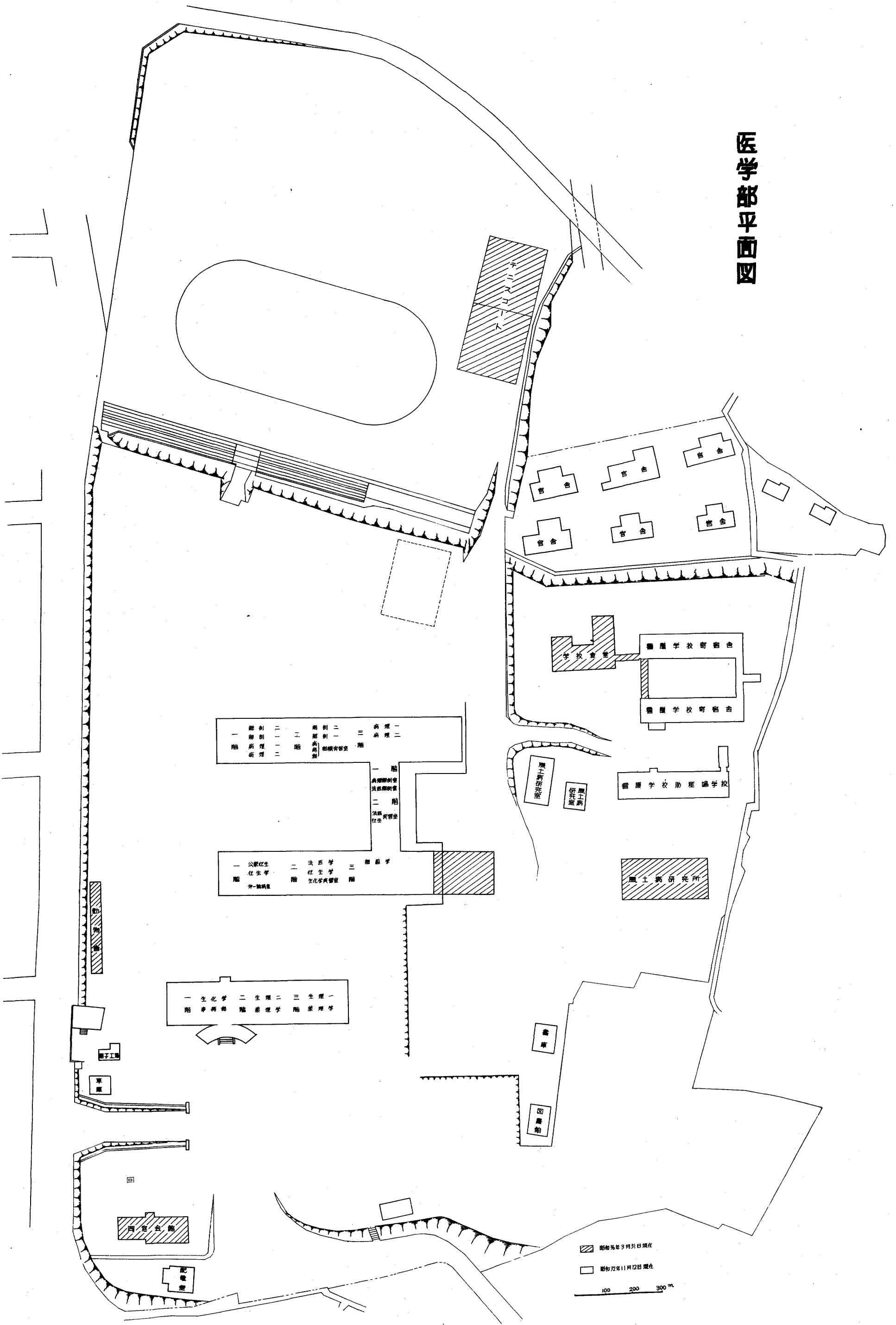
新興善小学校

凡例

- 外来診療所
- 市立高校



医学部平面图

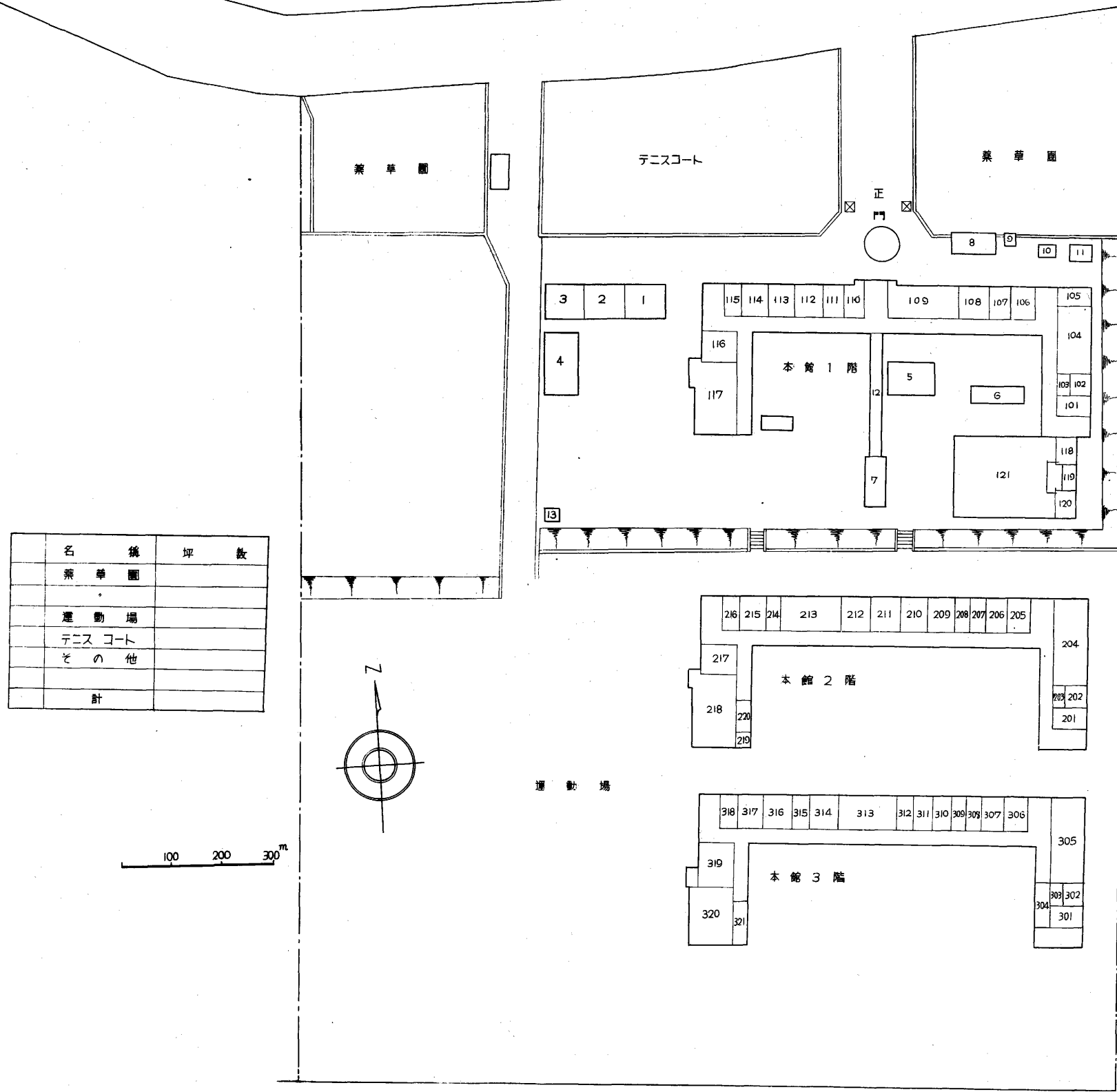


解剖学	生理学	药理学	病理学	法医学	微生物学	免疫学	寄生虫学
放射线学	外科	内科	妇产科	儿科学	精神病学	牙科	耳鼻喉科
眼科	耳鼻咽喉科	口腔科	皮肤科	泌尿学	神经学	精神病学	放射线学

一 生化学 二 生理学 三 生理学
 附 毒理学 附 病理学 附 病理学

昭和30年3月31日現在
 昭和27年11月12日現在
 100 200 300 m

長崎大学薬学部平面図



名	後	坪	数
薬草園			
運動場			
テニスコート			
その他			
計			

- | | |
|--------------|------------|
| 101. 研究室 | 220. 予備室 |
| 102. 準備室 | 301. 研究室 |
| 103. 器具室 | 302. 準備室 |
| 104. 実習室 | 303. 天秤室 |
| 105. 調剤室 | 304. 予備室 |
| 106. 元素分析室 | 305. 実習室 |
| 107. 研究室 | 306. 研究室 |
| 108. 研究室 | 307. 研究室 |
| 109. 事務室 | 308. 教授室 |
| 110. 保健室兼講師室 | 309. 天秤室 |
| 111. 事務長室 | 310. 研究室 |
| 112. 学部長室 | 311. 研究室 |
| 113. 研究室 | 312. 教授室 |
| 114. 研究室 | 313. 講義室 |
| 115. 便所 | 314. 研究室 |
| 116. 研究室 | 315. 元素分析室 |
| 117. 実習室 | 316. 研究室 |
| 118. 講堂控室 | 317. 研究室 |
| 119. 講堂控室 | 318. 便所 |
| 120. 講堂控室 | 319. 研究室 |
| 121. 講堂 | 320. 実習室 |
| 201. 研究室 | 321. 標本室 |
| 202. 準備室 | 廊下その他 |
| 203. 天秤室 | |
| 204. 実習室 | 1. 講義室 |
| 205. 研究室 | 2. 講義室 |
| 206. 研究室 | 3. 学生集会所 |
| 207. 天秤室 | 4. 倉庫 |
| 208. 天秤室 | 5. 宿直及小使室 |
| 209. 研究室 | 6. 便所 |
| 210. 研究室 | 7. 便所 |
| 211. 図書閲覧室 | 8. 車庫 |
| 212. 図書書庫 | 9. 石油貯蔵庫 |
| 213. 図書閲覧室 | 10. 器具倉庫 |
| 214. 教授室 | 11. 配電盤室 |
| 215. 研究室 | 12. 渡廊下 |
| 216. 便所 | 13. 危険薬品庫 |
| 217. 研究室 | 14. 動物舎 |
| 218. 実習室 | 15. 堆肥舎 |
| 219. 暗室 | |